お得意先 各位 ご担当者 様



新型コロナウイルス緊急事態宣言による対応について

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の拡大防止の為に 『緊急事態宣言』が発令されました。

これに伴い、弊社におきましてもお客様の皆さまへの感染防止と社員の 安全確保の為、大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所の社員の 勤務体制を次の通りに実施させて頂きます。

皆さまには大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒ご了承のほど お願い申し上げます。

記

- ①営業職の社員は、部署ごとの交代制とし、出勤日と在宅勤務(テレワーク)を設け、時短勤務とします。
 - 交代の割振りやローテーションについては当該部署までお問合せお願いします。 通常勤務時間 $8:30\sim17:00$ \Rightarrow 変更後 $8:30\sim16:00$
- ②事務職・管理部の社員は、時短勤務といたします。 通常勤務時間 8:30~17:00 ⇒ 変更後 9:30~16:00
- ③土曜日は、臨時休業とさせていただきます。 通常土曜日営業時間 8:30~12:00 ⇒ 変更後 土曜日は臨時休業
- ④大阪本社・東京支社・名古屋営業所・福岡営業所の担当者が、お得意先各位へ 訪問・出張する事を差し控えさせていただきます。
- ⑤お得意先各位から対象地区である大阪本社・東京支社・名古屋営業所・ 福岡営業所への訪問は出来る限り差し控えていただきますようお願い致します。

上記の対応については、4月30日までの期間とし、4月30日の会合において 諸般の状況を考慮して次の対応を改めて決定したいと考えています。 皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご了承いただき、 この難局を乗り切って行きたいと思いますので宜しくお願いいたします。